



# 鳥取県公報

平成 27 年 12 月 11 日(金)  
第 8 7 5 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (793) (東部振興課) . . . . . 2 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (794) (税務課) . . . . . 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (795) (福祉保健課) . . . . . 2 生活保護法による医療機関の指定 (796) (〃) . . . . . 2 生活保護法による医療機関の廃止の届出 (797) (〃) . . . . . 3 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (798) (水産課) . . . . . 3 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (799) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 3 指定障害福祉サービス事業者の指定 (800) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (53) (選挙管理委員会) . . . . . 4
◇ 監査公告	監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置の公表 . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第793号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成28年2月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成27年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人松風
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
畠 壽子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
岩美郡岩美町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業等を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第794号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成27年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
いなば石油株式会社 代表取締役 安住 学	鳥取市叶306	平成27年8月31日

## 鳥取県告示第795号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

附属機関の名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県生活保護システム構築 業務企画提案書評価委員会	生活保護システムの調達に係る受託者の選定に関する事項	平成27年12月11日から平成28年3月31日まで	福祉保健課

## 鳥取県告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のと

おり告示する。

平成27年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
福田歯科医院	八頭郡若桜町若桜398-1	平成27年8月1日
ウェルネス薬局 角盤店	米子市角盤町三丁目84	平成27年8月16日
ウェルネス薬局 東福原店	米子市東福原一丁目6-16	〃
ウェルネス薬局 両三柳店	米子市両三柳2126-2	〃
ウェルネス薬局 境港店	境港市蓮池町92-1	〃
イヨウ薬局福市店	米子市福市1668-2	平成27年9月1日
訪問看護ステーション ふる里	米子市和田町1722	平成27年9月14日
岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	平成27年9月30日
訪問看護ステーション デューン米子	米子市明治町131	平成27年10月1日

#### 鳥取県告示第797号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ウェルネス薬局 角盤店	米子市角盤町三丁目84	平成27年8月15日
ウェルネス薬局 東福原店	米子市東福原一丁目6-16	〃
ウェルネス薬局 両三柳店	米子市両三柳2126-2	〃
ウェルネス薬局 境港店	境港市蓮池町92-1	〃
イヨウ薬局福市店	米子市福市1668-2	平成27年8月31日

#### 鳥取県告示第798号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
田後加入区	沖合底びき網漁業（底びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）
鳥取網代加入区	沖合底びき網漁業 小型いか釣り漁業及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業をいう。）

#### 鳥取県告示第799号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年2月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成27年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人支援センタークローバー

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

角戸 榮子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市東町119-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人たちに対して日常生活及び社会生活を総合的に支援する事業を行い、いつまでもこの地域で安心できる生活と、よりよい福祉サービスや魅力ある社会資源を提供できるよう研鑽し、障がいの自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト	米子市両三柳3904-1	セカンドプレイスにじいろ	米子市両三柳3904-1	就労継続支援B型	平成27年11月30日

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第53号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成27年12月11日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,497

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,484
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,807
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,091
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,207
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,418
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,632
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,398
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,206
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,870
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,007
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,453

## 監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成27年11月16日付監査委員公告で公表した平成26年度決算に係る定期監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月11日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏  
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
 鳥取県監査委員 山 根 朋 洋  
 鳥取県監査委員 上 村 忠 史  
 鳥取県監査委員 森 雅 幹

監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

指摘事項	講じた措置
1 政務活動費に係る交付金について、交付金額に誤りがあった。	指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成27年8月27日までに行われ、それに伴い新たに発生した残額については10月5日までに全額返還された。 政務活動費返還額 68,889円
2 物品の亡失手続きが行われていなかった。	指摘のあった事項に係る物品については、平成27年10月16日に亡失手続きを行った。 当該物品は、放送設備の一部として使用していたものであるが、過去の設備更新工事の際に他の設備と一括で更新しており、単独の備品との認識がなかったものである。 今後は、物品確認を複数の職員で確実にを行うよう徹底するとともに、設備の更新などの際に備品が含まれていないか確認するよう徹底する。